

## カナダ現地調査報告

出張期間：平成 24 年 12 月 16 日（日）～21 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

在オタワ日本大使館 1 名

訪問先：Alberta 州 2 施設

### 1 調査の目的

食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、カナダと協議を行った新たな対日輸出プログラムの実施可能性について、輸入条件見直しの前に現地調査を行った。本調査においては、輸入条件の緩和を想定し、主に 30 か月齢未満の月齢確認、SRM の除去及び分別管理について確認を行った。

### 2 調査結果

#### (1) 月齢確認（耳標又は歯列による確認）

月齢確認は HACCP プランにおいて重要管理点（CCP）とされており、カナダ牛个体識別管理局（CCIA）のデータベース又は歯列により 30 か月未満の確認が適切に行われていた。

#### (2) SRM の除去

扁桃及び回腸遠位部の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又は一頭ごとの器具の洗浄により、交差汚染の防止が図られていた。

#### (3) 分別管理

ア 肥育牛のと畜・解体・枝肉保管においては、30 か月齢以上についてスタン  
プ、タグ又はリボンなどにより目視確認できる方法により実施されていた。

イ 部分肉処理においては、30 か月齢以上の部分肉処理については、1 日の最後  
に他の製品と混在しないように時間的に間隔をあけて実施されていた。

ウ 明らかに 30 か月齢以上とみなされる乳用牛や繁殖牛などをロットとして  
まとめて、1 日の最後のシフトでと畜処理、部分肉処理が実施されていた。

なお、乳用牛及び繁殖牛については、出荷月齢が一般的な肉牛よりも高いた  
め、全て 30 か月齢以上として扱い、歯列確認はしていなかった。

エ 箱詰め工程以降は、表示（ラベル）中の製品コードや識別マーク（30 か月  
齢以上のラベルには△に 3 のマーク）により確認が可能であった。

### 3 総括

対日輸出施設において、肥育牛のうち歯列等で 30 か月齢以上と確認される牛は数%である。上記の調査結果から、30 か月齢未満の牛由来製品の対日輸出が可能な状況であると考えられる。更なる安全性確保のため、内臓の具体的な分別管理方法のマニュアルの確認や記録の管理、全月齢の牛からの扁桃の除去について、カナダ側と意見を交換した。